

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所公的研究費運営・管理規程

平成20年2月25日

20規程第4号

改正 平成22年4月1日22規程第19-14号

改正 平成27年4月1日27規程第66号

改正 平成29年2月23日29規程第3号

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（以下「研究所」という。）における公的研究費の管理に関して必要な事項を定め、もって、公的研究費の適正な取り扱いを確保することを目的とする。

(対象となる研究費)

第2条 この規程における公的研究費とは、各府省、独立行政法人及び地方公共団体等から配分される競争的資金等であって、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 競争的資金
- (2) 公募型の研究資金（(1)を除く）

(最高管理責任者)

第3条 公的研究費の運営・管理について研究所全体を統括する権限を有し、最終責任を負う者として最高管理責任者を置く。

- 2 最高管理責任者は、理事長をもって充てる。
- 3 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針（以下「基本方針」という。）を策定及び周知しなければならない。
- 4 最高管理責任者は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が公的研究費の運営・管理を適切に行うことができるよう、率先して不正防止に努めるとともに、必要な措置を講じるものとする。

(統括管理責任者)

第4条 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について研究所全体を統括する者として、統括管理責任者を置く。

- 2 統括管理責任者は、総務部長をもって充てる。
- 3 統括管理責任者は、国立健康・栄養研究所に係るこの規程に定める事務の全部又は一部を総務部次長に委任することができる。

(コンプライアンス推進責任者)

第5条 研究所の各組織における公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者

として、コンプライアンス推進責任者を置く。

2 コンプライアンス推進責任者は、別表の組織区分ごとに、同表のコンプライアンス推進責任者欄に掲げる者とする。

3 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号に掲げる事項を実施する。

(1) 自己の所管する組織における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告すること

(2) 不正防止を図るため、自己の所管する組織内の研究等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督すること

(3) 自己の所管する組織において、構成員が、適切に研究等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導すること

4 コンプライアンス推進責任者は、必要に応じてコンプライアンス推進副責任者を任命できる。

(資金執行上の責任)

第6条 公的研究費の執行上の責任者は、当該公的研究費の交付を受けた研究者及び当該研究者から枠を限定して配分を受けた者とする。

(行動規範)

第7条 最高管理責任者は、研究者及び事務職員の行動規範を策定するものとする。

2 最高管理責任者は、研究者及び事務職員に対して、不正行為の防止について意識向上を図るため、研修会の開催その他の必要な措置を講じるものとする。

(不正防止計画)

第8条 最高管理責任者は、公的研究費の適正な使用を徹底し、不正防止に向けた運営・管理体制を整備するため、不正防止計画を策定するものとする。

2 管理責任者その他の研究所職員は、不正防止計画の実施を図らなければならない。

3 統括管理責任者は、毎年度、不正防止計画の実施状況を取りまとめ、最高管理責任者に報告するとともに、必要に応じて、管理責任者その他の研究所職員に対して改善を指導するものとする。

(不正防止推進室)

第9条 研究所全体の観点から不正防止計画の推進を担当する部署として、不正防止推進室を置く。

2 不正防止推進室は、総務課（国立健康・栄養研究所にあつては健栄研総務課）とする。

3 不正防止推進室は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 不正防止計画の実施を推進し、関係部局と協力して不正発生要因に対する改善策を講じること

(2) 研究者及び事務職員への行動規範の周知及び徹底を図るための方策を講じること

(3) 公正な研究活動を推進するため、研究者等に求められる倫理規範を習得するための教育を実施すること

(4) その他必要な事項に関すること

(公的研究費の適切な運営・管理)

第10条 統括管理責任者は、公的研究費の適正な運営・管理のために、必要に応じてコンプライアンス推進責任者等と協力して、次の各号に掲げる事項について必要な措置を講じるものとする。

- (1) 予算の執行状況及び研究計画の遂行状況の検証に関すること
- (2) 支出財源の明確化及び予算執行状況の把握に関すること
- (3) 研究者と業者の癒着を防止する対策に関すること
- (4) 有効に機能する発注・検収業務の仕組みの構築・運営に関すること
- (5) 納品検収、非常勤雇用者の勤務状況確認その他の研究費管理体制の整備に関すること
- (6) 研究資金で間接経費の申請が認められている研究費については、原則、配分機関で認められている最大限度額を申請し、運営・管理すること

2 公的研究費の運営・管理に関わる全ての研究者及び事務職員は、次の各号に掲げる事項について、最高管理責任者に誓約書を提出するものとする。

- (1) 機関の規則等を遵守すること
- (2) 不正を行わないこと
- (3) 規則に違反して、不正を行った場合は、機関や配分機関の処分及び法的な責任を負担すること

(経理事務の準拠規則)

第11条 公的研究費に係る契約、旅費支給、給与・謝金支給等の経理に関する取扱いは、別に定める場合のほか、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所会計規程（平成17年17規程第7号）及び同規程に基づく要領等の規定に準じて取り扱うものとする。

(相談受付窓口)

第12条 研究所における公的研究費の使用に関する制度・ルール・事務処理手続き等に関する研究所内外からの相談受付窓口を、会計課（国立健康・栄養研究所にあつては健栄研会計課）に置く。

- 2 相談受付窓口の長は、公的研究費に係る事務処理手続きに関するマニュアル（以下、「公的研究費事務処理要領」という。）を作成し、全研究者及び事務職員へ分かりやすい形で周知を図るものとする。
- 3 相談受付窓口の長は、相談受付窓口の場所、連絡先、受付の方法等について、公的研究費事務処理要領、研究所のホームページ等を通じて研究所内外に周知するものとする。

(通報窓口)

第13条 研究所における公的研究費の使用・管理に関する通報を受け付ける窓口を、総務課（国立健康・栄養研究所にあつては健栄研総務課）に置く。

- 2 通報窓口の長は、告発窓口の場所、連絡先、受付の方法等について、公的研究費事務処理要領、研究所のホームページ等を通じて研究所内外に周知するものとする。

- 3 通報窓口の長は、不正行為に関する通報を受けたときは、速やかに、最高管理責任者に報告しなければならない。
- 4 最高管理責任者は、前項の報告を受けた場合その他の場合は、第1項の通報を受け付けた日から30日以内に、通報の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関に報告する。当該調査の必要があると認めるときは、次条に規定する公的研究費調査委員会を招集し、公的研究費の管理等に関する調査を行うものとする。
- 5 この規程に基づき通報を行った者については、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所公益通報者保護規程（平成20年20規程第2号）第3章の規定を準用する。

（調査委員会）

- 第14条 公的研究費の使用に関して調査等を行う機関として、公的研究費調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。
- 2 調査委員会の構成その他調査委員会に関し必要な事項は、最高管理責任者が別に定める。

（競争的資金等の使用停止措置）

- 第14条の2 最高管理責任者は、第13条第4項の規定に基づき本調査を行う決定があった場合に必要と認めるときは、当該事案に係る競争的資金等の使用に関わる研究者又は事務職員に対して、その使用停止を命ずることができる。

（モニタリング及び監査体制）

- 第15条 最高管理責任者は、公的研究費の適正な運営・管理のため、モニタリング及び監査が有効に機能する体制を整備するものとする。
- 2 内部監査は、次の各号に掲げる事項に留意して監査等を実施するものとする。
 - （1） 会計書類の形式的要件等の財務情報に対するチェックのほか、公的研究費の運営・管理体制の不備について検証を行うこと
 - （2） 不正発生要因に応じた内部監査を実施すること
 - （3） 監事及び会計監査人との連携を強化すること

附 則（平成20年2月25日20規程第4号）

この規程は、平成20年2月25日から施行する。

附 則（平成22年4月1日22規程第19－14号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日27規程第66号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年2月23日29規程第3号）

この規程は、平成29年2月23日から施行する。

別表（第5条関係）

組織区分	コンプライアンス推進責任者
医薬基盤研究所の部、プロジェクト及び室	部長、プロジェクトリーダー、研究リーダー及び室長
創薬デザイン研究センター	センター長
薬用植物資源研究センター	センター長
霊長類医科学研究センター	センター長
国立健康・栄養研究所の各研究部及び各センター	部長及びセンター長